

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年9月30日
【会社名】	高島株式会社
【英訳名】	TAKASHIMA & CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高島 幸一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田駿河台2丁目2番地
【電話番号】	(03)5217局7297番
【事務連絡者氏名】	経理ユニットマネージャー 齋藤 寛吾
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田駿河台2丁目2番地
【電話番号】	(03)5217局7297番
【事務連絡者氏名】	経理ユニットマネージャー 齋藤 寛吾
【縦覧に供する場所】	高島株式会社大阪支店 (大阪市北区中之島2丁目3番33号) 高島株式会社名古屋支店 (名古屋市中区錦3丁目6番34号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2020年6月29日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、当社第132回定時株主総会における決議事項に関する臨時報告書を提出いたしましたが、当社株主名簿管理人より議決権行使結果の一部修正の報告があり、一部訂正すべき事項が生じたので、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

3【訂正内容】

訂正箇所は__を付して表示しております。

(訂正前)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%) (注)1
第1号議案					
高島 幸一	32,292	100	-		可決 99.7%
高垣 康孝	32,308	84	-		可決 99.7%
後藤 俊夫	32,318	74	-	(注)2	可決 99.8%
山本 明	32,317	75	-		可決 99.8%
宮本 努	32,317	75	-		可決 99.8%
鈴木 隆博	32,314	78	-		可決 99.8%
第2号議案					
弓削 道雄	30,841	1,546	-	(注)2	可決 95.2%
桃崎 有治	32,308	79	-		可決 99.8%
篠 連	32,310	77	-		可決 99.8%
青木 寧	32,311	76	-		可決 99.8%
第3号議案	32,212	180	-	(注)3	可決 99.4%
第4号議案	32,122	268	-	(注)3	可決 99.2%

(注)1. 賛成割合は、小数点第2位を四捨五入して記載しております。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(訂正後)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%) (注)1
第1号議案					
高島 幸一	32,453	100	-		可決 99.7%
高垣 康孝	32,469	84	-		可決 99.7%
後藤 俊夫	32,479	74	-	(注)2	可決 99.8%
山本 明	32,478	75	-		可決 99.8%
宮本 努	32,478	75	-		可決 99.8%
鈴木 隆博	32,475	78	-		可決 99.8%
第2号議案					
弓削 道雄	31,002	1,546	-	(注)2	可決 95.3%
桃崎 有治	32,469	79	-		可決 99.8%
篠 連	32,471	77	-		可決 99.8%
青木 寧	32,472	76	-		可決 99.8%
第3号議案	32,325	228	-	(注)3	可決 99.3%
第4号議案	32,235	316	-	(注)3	可決 99.0%

(注)1. 賛成割合は、小数点第2位を四捨五入して記載しております。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。